

I 各種制度の概要

第1 所得税の減免措置等

1 所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要

災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税金の軽減免除の方法のいずれか有利な方法を選択することによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

これらの概要は、次のとおりです。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産(棚卸資産、事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)(所法70③、72①、51①③)	住宅又は家財(災免法2)(※1、2)ただし、損害額(保険金などで補てんされる部分の金額を除きます。)が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額又は所得税の軽減額	<p>控除額は、次の①と②のうちいずれか多い方の金額</p> <p>① 差引損失額(※)</p> <p style="padding-left: 2em;">- 所得金額の10分の1</p> <p>※ 差引損失額 = 損害金額 - 保険金などで補てんされる金額</p> <p>② 差引損失額のうち災害関連支出(※)の金額 - 5万円</p> <p>※ 災害関連支出とは、災害に関連して支出した金額で災害により滅失した住宅、家財を除去するための支出、土砂その他の障害物を除去するための支出、原状回復のための支出をいいます(所令206①②)。</p>	<p>軽減額は、次の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<p>○ 手続きに際しては、大震災に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書が必要です。</p> <p>○ 損失額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。</p>	<p>○ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限られます。</p> <p>○ 手続きに際しては、「損失額の明細書」が必要です。</p>								

- ※1 災害減免法第2条に規定する「住宅」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居する住宅をいい、必ずしも、生活の本拠であることを必要としません。たとえば、2か所以上の家屋に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が常時起居しているときは、そのいずれも「住宅」となります。また、常時起居している住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、「住宅」に含まれます(災免通2)。
- ※2 災害減免法第2条に規定する「家財」とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する家財で、日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます(災免通4)。

平成23年6月21日改訂

2 資産に係る損失の取扱い

資産に係る損失の取扱いについては、その種類等の別に応じて、次のとおりとなります。

	資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価		
所得税法の規定	固定資産及び繰延資産	(1) 不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の用に供される資産(事業用資産)	取壊し、除却、滅失(損壊による価値の減少を含む。)その他の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51 ①)。	1 青色申告者の場合、その年に純損失が生じたときはその純損失の金額は、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70①、140)。 2 白色申告者の場合、その年に純損失が生じ、かつ、その純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 70②)。	1 その資産の取得費等を基礎として計算する。 2 家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産については、償却費の累積額又は減価の額を控除して計算する。 3 昭和27年12月31日以前から引き続き所有している資産の取得費等については、昭和28年1月1日における相続税評価額に置きかえる。 4 保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額は除かれる(所法 51、62、所令 142、143、178)。	
		(2) 生活に通常必要でない資産	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額は、その翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される(所法 62)。		
			災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。			
		(3) 不動産所得、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産((1)(2)及び(6)に該当するものを除く)	災害、盗難、横領	1 損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51④)。 又は、 2 雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法 72)。	1 なし 2 損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法 71)。	1 固定資産の事業用のものの場合と同じ。 2 (1) 損失の生じた日の時価により計算する (2) 保険金、損害賠償金等により補てんされるものは除かれる(所法 72、所令 206)。	
			災害、盗難、横領以外の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51 ④)。	なし	固定資産の事業用のものの場合と同じ。	

	(4) 上記以外の資産(業務に係るものを除く)	災害、盗難、横領	雑損控除として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法72)。	損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、雑損失の金額としてその年の翌年以後3年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される(所法71)。	1 損失の生じた日の時価により計算する。 2 保険金、損害賠償金等により補てんされるものは除かれる(所法72、所令206)。
		災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない。		
	(5) 棚卸資産	事由を問わない	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法37、47、所令104)。	固定資産の事業用のものの場合と同じ。	期末棚卸資産の評価を通じて計算する(所法47)。ただし、棚卸資産の災害による損失を翌年以後に繰り越す場合における損失額は、被災直後の取得価額を基として計算する(所法70②)。
	(6) 山林	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法51③)	同上	固定資産の事業用のものの場合と同じ。
災害減免法の規定	住宅及び家財	災害	○所得金額の合計額が500万円以下の場合 …所得税全額免除 ○500万円を超え750万円以下の場合 …所得税50%軽減 ○750万円を超え1,000万円以下の場合 …所得税25%軽減(災免法2)	なし	1 損失の生じた日の時価により計算する。 2 保険金、損害賠償金等で補てんされるものは除かれる。 (災免令1)

3 大震災の被災者に係る税制上の特例措置

東日本大震災(以下Ⅰにおいて「大震災」といいます。)の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めた「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」が平成23年4月27日に公布・施行されました(震災特例法1、2)。

(注)「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます(震災特例法2①)。

この震災特例法においては、所得税法関係では次の特例が措置されました。

(1) 雑損控除の特例

イ 概要

住宅や家財などについて大震災により生じた損失の金額について、納税者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成22年分の所得税において雑損控除の規定を適用することができることとされました(震災特例法4、所法72)。

(注1) 損失の金額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は差し引きます。

(注2) この特例により平成22年分の所得税において適用を受けた雑損控除に係る損失の金額は、平成23年分の所得税については、平成23年において生じなかったものとみなされます。

ロ 手続き

この特例の適用を受ける場合には、平成22年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

また、この法律の施行の日(以下「施行日」といいます。)前に平成22年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から1年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます(震災特例法附則2)。

(2) 雑損失の繰越控除の特例

大震災による雑損失の金額について、繰越控除の期間が5年間(所得税法：3年間)とされました(震災特例法5、所法71)。

(3) 災害減免法による所得税の減免の特例

イ 概要

住宅又は家財について大震災により甚大な被害を受けた方で、上記(1)の雑損控除の特例の適用を受けない場合には、その方の選択により、その被害を平成22年において受けたものとして、災害減免法の規定による税金の軽減免除の規定を適用することができることとされました(震災特例法49、災免法2)。

(注) この特例により、平成22年分の所得税において災害減免法の適用を受けたときは、平成23年分の所得税については、平成23年において大震災による被害を受けなかつ

たものとみなされます。

ロ 手続き

この特例の適用を受ける場合には、平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければなりません(震災特例令 38)。

また、施行日前に平成 22 年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から 1 年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます(震災特例法附則 2)。

(4) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等

- イ 棚卸資産について大震災により生じた損失の金額（以下「棚卸資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、平成 22 年において生じたものとして、平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できるとされました（震災特例法 6 ①）（注 1・2）。
- ロ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産について、大震災により生じた損失の金額（以下「固定資産震災損失額」といいます。）については、納税者の選択により、平成 22 年分において生じたものとして、平成 22 年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（震災特例法 6 ②、所法 51①）（注 2・3）。
- ハ 山林について大震災により生じた損失の金額（以下「山林震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、平成 22 年分において生じたものとして、平成 22 年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（震災特例法 6 ③、所法 51③）（注 2・3）。
- ニ 不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる資産について大震災により生じた損失の金額（以下「業務用資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、平成 22 年分において生じたものとして、平成 22 年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（震災特例法 6 ④、所法 51④）（注 2・3）。

ホ 手続き

上記イからニまでの特例の適用を受ける場合には、平成 22 年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額を記載しなければなりません（注 4）。

（注 1） 棚卸資産震災損失額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みません。

また、棚卸資産震災損失額のうち保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は平成 22 年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました（震災特例令 5②）。

（注 2） この特例により平成 22 年分の必要経費に算入した棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額は、平成 23 年分の所得税については、平成 23 年において生じなかったものとみなされます。

（注 3） 固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注 4） 施行日前に平成 22 年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から 1 年間、この特例の適用を受けるため更正の請求をすることができます（震災特例法附則 2）。

(5) 純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例

イ 青色申告者が、大震災により生じた損失の金額を、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例(上記(4)イからハまで)を適用して、平成22年分の事業所得の金額等の計算上必要経費に算入した場合に、平成22年において純損失の金額が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成21年分の所得への繰戻し還付ができます(震災特例法6、所法140、142)。

この特例の適用を受ける場合には、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出と同時に、繰戻し還付請求書を提出しなければなりません(震災特例令8①)。

ロ 事業資産震災損失額又は不動産等震災損失額を有する方の平成23年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものの繰越期間が5年間(所得税法：3年間)とされました(震災特例法7、震災特例令9、所法70)(注1)。

① その有する事業用資産等(土地等を除きます。)のうちに、事業資産震災損失額又は不動産等震災損失額の占める割合が10%以上である方…次に掲げる純損失の金額

i 青色申告者…平成23年分の純損失の金額(以下「平成23年純損失金額」といいます。)

ii 白色申告者…平成23年分の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額(以下「平成23年特定純損失金額」といいます。)

(a) 変動所得の計算上生じた損失の金額

(b) 被災事業用資産の損失の金額

② ①以外の方…被災事業資産震災損失による純損失の金額(以下「被災純損失金額」といいます。)(注2)

(注1) 「事業資産震災損失額」とは、その方の棚卸資産震災損失額及び事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の大震災による損失の金額の合計額をいい、「不動産等震災損失額」とは、その者の不動産所得又は山林所得の事業の用に供される事業用固定資産の大震災による損失の金額の合計額をいいます(震災特例法7④四、五)。

事業用資産震災損失額及び不動産等震災損失額には、大震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

(注2) 「被災純損失金額」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産震災損失合計額に達するまでの金額をいいます(震災特例令9②)。

被災事業用資産震災損失合計額とは、棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額及び山林震災損失額の合計額(上記①ii(a)の損失の金額に該当するものを除きます。)をいいます。

ハ 平成23年以外の年において次のような場合に生じる被災純損失金額について、繰越期間が5年間とされました。

① (4)イからハまでの特例を適用して平成22年において大震災による損失の金額が生じたものとした場合に、平成22年において生じた被災純損失金額

- ② 平成 24 年以後の年において大震災に関連したやむを得ない支出をした場合に生じた損失の金額により、その年において生じた被災純損失金額

【参考：所得税法の制度】

- 1 確定申告書を提出する居住者の青色申告書を提出した年において生じた純損失の金額がある場合には、その純損失の金額に相当する金額(純損失の繰戻しによる還付により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。)は、その年分の翌年以後 3 年間繰り越すことができます(所法 70①)。
- 2 確定申告書を提出する居住者のその年において生じた純損失の金額(上記 1 の適用を受けるもの及び純損失の繰戻しによる還付により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。)のうち、次に掲げる損失の金額がある場合には、その損失に係る純損失の金額に相当する金額は、その年分の翌年以後 3 年間繰り越すことができます(所法 70②)。
 - i 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - ii 被災事業用資産の損失の金額

【イメージ】

